

基礎年金国庫負担について

平成16年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

平成16年の年金制度改革においては、今後更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政のフレームワークを構築。

※ 5年ごとに法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見通しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。最新の財政検証は平成21年に実施した。

16年改正のフレームワーク

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定 (※保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)
厚生年金: 18.30%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
国民年金: 16,900円(平成17年4月から毎年280円引上げ) (平成16年度価格)

【参考】現在の保険料: 厚生年金16.058%(平成22年9月～) 国民年金15,020円(平成23年4月～)

② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子化の中でも年金を受給し始める時点で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回る。

※標準的な年金給付水準(平成21年財政検証結果) 62.3%(2009年度) → 50.1%(2038年度以降)

【参考】現在(平成23年度)の年金額: 基礎年金(40年加入): 月額65,741円 厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額): 月額231,648円

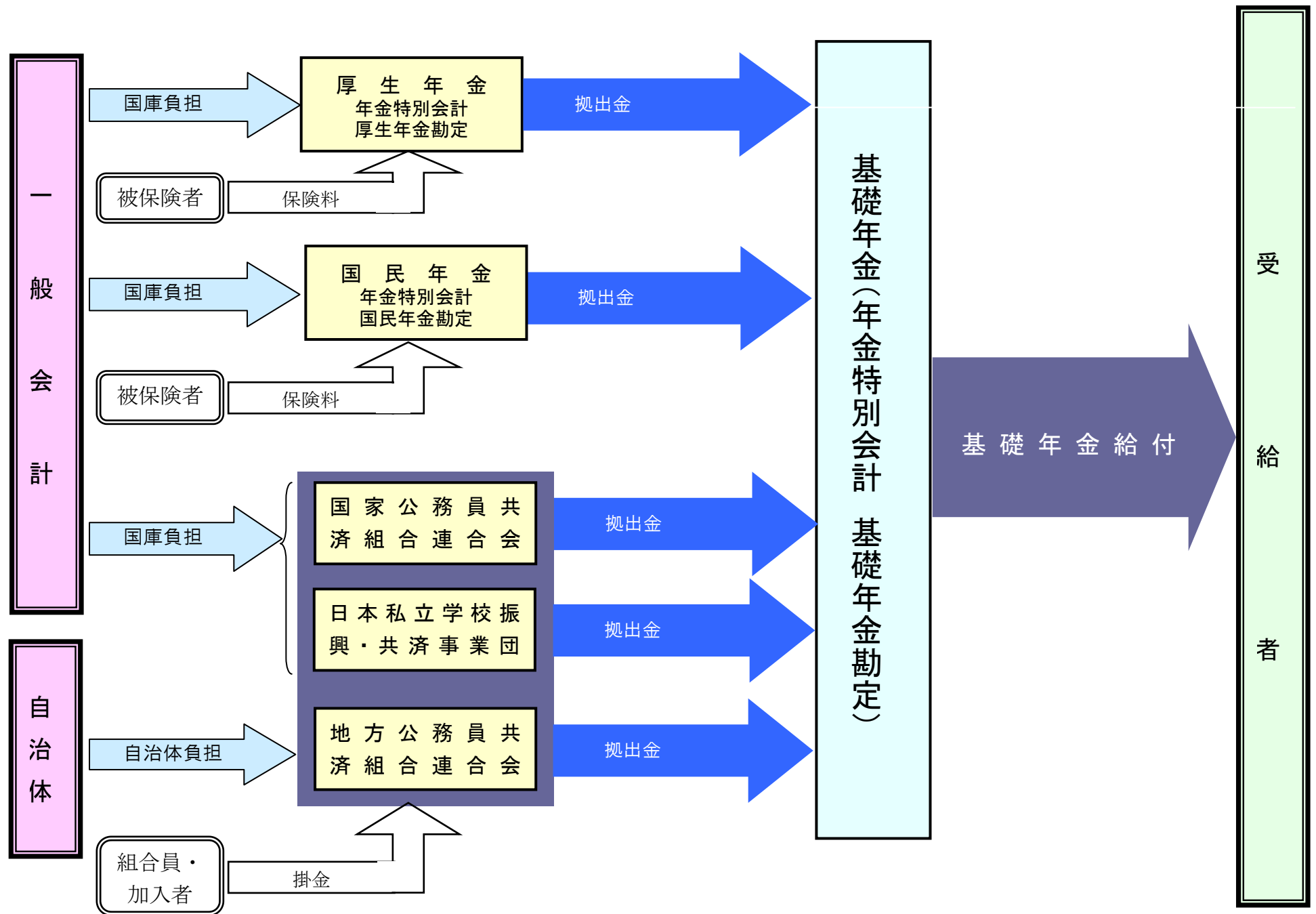
③ 積立金の活用

おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

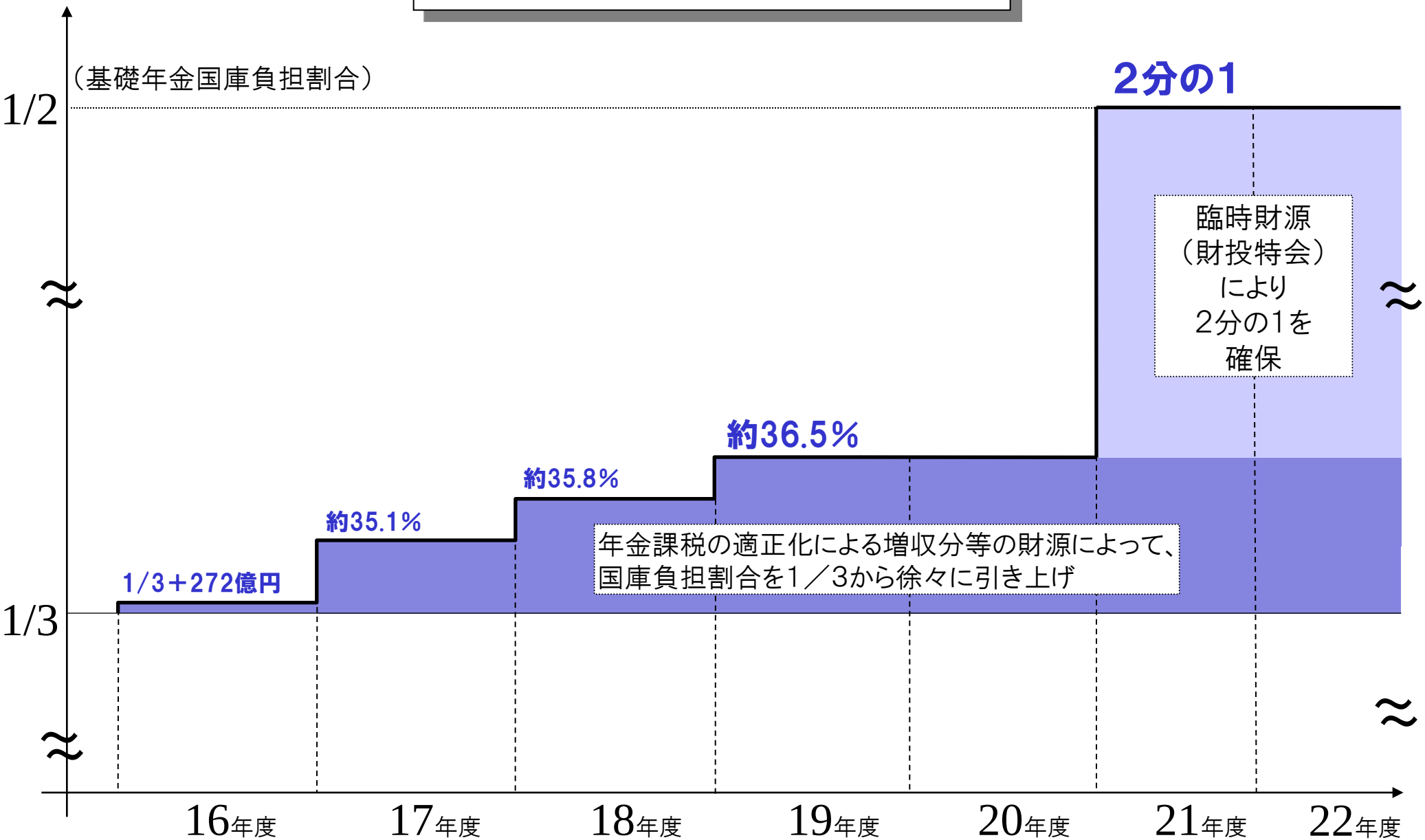
④ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることが法律上明記。

基礎年金の費用負担のしくみ



基礎年金国庫負担割合の これまでの引上げの道筋



基礎年金国庫負担の引上げに要する額の見通し (平成23年度予算ベース)

(単位:兆円)

	平成23年度 (2011)
基礎年金給付費	22. 0
公費負担額(1／2)	10. 9(うち国庫10. 2)
1／2の維持に要する費用 (13. 5%分)	2. 7(うち国庫2. 5)

(注1) 公費負担額、1／2の維持に要する費用には、国庫負担のほか、地方公務員等共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。

(注2) 厚生労働省(国民年金・厚生年金)の1／2の維持に要する費用は、2. 4兆円。

現在の条文構造

税制抜本改革によって所要の安定財源を確保した上で、基礎年金国庫負担 2 分の 1 を恒久化する。

○国民年金法

第85条第1項 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用…に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金…の給付に要する費用の総額…の2分の1に相当する額

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）

附則第13条第7項 平成19年度から別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における…国民年金法第85条第1項の規定の適用については、…「の2分の1に相当する額」とあるのは「に、3分の1に1000分の32を加えた率を乗じて得た額」と…する。

附則第16条第1項 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。

○所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）

附則第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代（平成22年から平成31年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

21年度・22年度は、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより、臨時の財源を手当てし、国庫で2分の1を負担する。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）

附則第14条の2 国庫は、平成21年度及び平成22年度の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、…差額（＊）に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成21年法律第17号）第3条第1項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

2分の1の恒久化が24年度以降になる場合には、それまでの各年度においても、2分の1との差額を国庫が負担するよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）

附則第16条の2第1項 特定年度の前年度が平成23年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成22年度以前の年度を除く。）の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第14条の2前段の規定の例により算定して得た差額（＊）に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（＊）「差額」は、基礎年金国庫負担割合を「 $1/3 + 32/1000$ 」から「 $1/2$ 」に引き上げるために必要な額

財務大臣・厚生労働大臣・国家戦略担当大臣 合意書
(平成22年12月22日)

平成 23 年度以降の基礎年金国庫負担の取扱いについて

1. 平成 23 年度限りの措置として、基礎年金給付費の 2 分の 1 と 36.5%との差額を国庫の負担とするよう、次の臨時の財源 (2.5 兆円) を確保して対応する。
 - ・ (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金 (1.2 兆円)
 - ・ 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金・剰余金 (1.1 兆円)
 - ・ 外国為替資金特別会計の剰余金 (進行年度分 : 0.2 兆円)

2. 平成 24 年度以降、税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までについて、基礎年金給付費の 2 分の 1 と 36.5%との差額を税制抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

平成 22 年 12 月 22 日

平成 23 年度の基礎年金国庫負担について

標記については、「平成 23 年度以降の基礎年金国庫負担の取扱いについて」（平成 22 年 12 月 22 日 国家戦略担当・財務・厚生労働大臣合意）において取扱いを定めたところであるが、東日本大震災に対処するために要する費用の財源を確保する等の観点から、以下のとおりとする。

- 法律上、平成 23 年度基礎年金国庫負担割合は 2 分の 1 であることを明記する。
- ただし、平成 23 年度の 2 分の 1 と 36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする。

平成 23 年 4 月 19 日

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」の内容の変更について

2月14日に国会に提出した法案の概要

変更後の概要(4月28日閣議決定・国会提出)

○ 平成23年度について、国庫は、臨時の財源により、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

- ・ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金(1.2兆円)
- ・ 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金・剰余金(1.1兆円)
- ・ 外国為替資金特別会計の剰余金(0.2兆円)

○ 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

○ 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。(平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1)

○ 左記の臨時財源を平成23年度の基礎年金に充てる旨を定めている規定を削る。

※ 左記の財源は補正予算に充てられることとなり、そのための法案が別途提出される。

○ 以下の趣旨の規定を置く。

- ・ 平成23年度の基礎年金国庫負担割合は2分の1とする。
- ・ ただし、平成23年度の2分の1と36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れる。

変更無し

変更無し

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要（修正後）

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- 平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。この場合において、政府は、予算で定めるところにより、当該差額及び運用収入に相当する額について、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れるものとする。
 - 「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
 - 「運用収入に相当する額」とは、平成23年度において当該差額が年金特別会計に繰り入れられていたならば生じるものと見込まれる運用収入に相当する額をいう。
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
 - 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。
※平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1

3. 施行日 公布の日

平成 23 年度第 1 次補正予算等に関して

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成 23 年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。

また、平成 23 年度第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成 23 年度第 2 次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。

これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。

2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。

3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。

以上、確認する。

平成 23 年 4 月 29 日

民 主 党 政策調査会長 (署名)

自由民主党 政務調査会長 (署名)

公 明 党 政務調査会長 (署名)

民主・自民・公明3党の幹事長による 確認書（平成23年8月9日）

確 認 書

民主党、自由民主党及び公明党の三党は、以下の点について確認する。

一、歳出の見直しについては、以下のとおりとする。

- ・ 高速道路無料化については平成24年度予算概算要求において計上しないこととする。
- ・ 高校無償化及び農業戸別所得補償の平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する。

なお、これらを含めた歳出の見直しについて、平成23年度における歳出の削減を前提に、平成23年度第3次補正予算ならびに平成24年度予算の編成プロセスなどにあたり、誠実に対処することを確認する。

一、上記歳出の見直しと併せ、子ども手当等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度補正予算において減額措置することを、特例公債を発行可能とするための法案の附則に明記する。

一、法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案（その内容を一部切り出して6月22日に成立した法律にあるものを除く）については、復興のための第3次補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。

一、東日本大震災復興基本法第8条に規定する復興債の償還財源の具体的内容や償還ルールなど、あらかじめ決めることとされているその償還の道筋については、第3次補正予算の編成までに、各党で検討を進める。

一、平成 23 年度第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第 3 次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。

一、以上を踏まえて、特例公債を発行可能とするための法案について速やかに成立させることとする。

以上、確認する。

平成 23 年 8 月 9 日

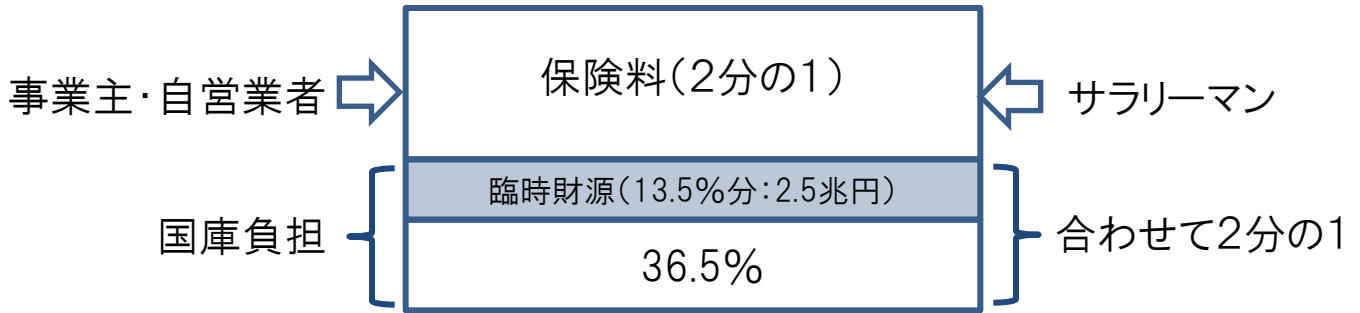
民主党幹事長

自由民主党幹事長

公明党幹事長

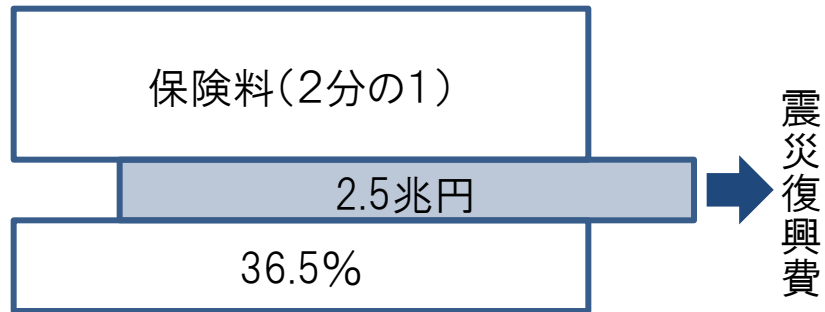
平成23年度の基礎年金国庫負担の取扱い

基礎年金給付費 23年度当初予算の姿



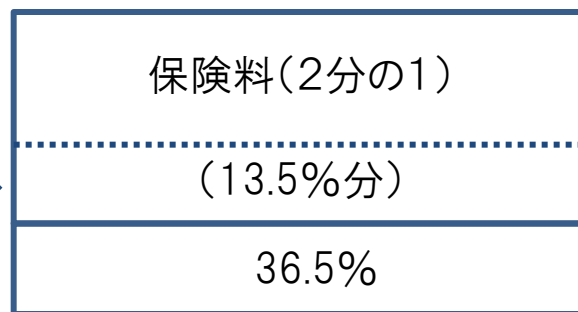
第1次補正予算で臨時財源2.5兆円が震災復興費に充てられた。

大震災発生



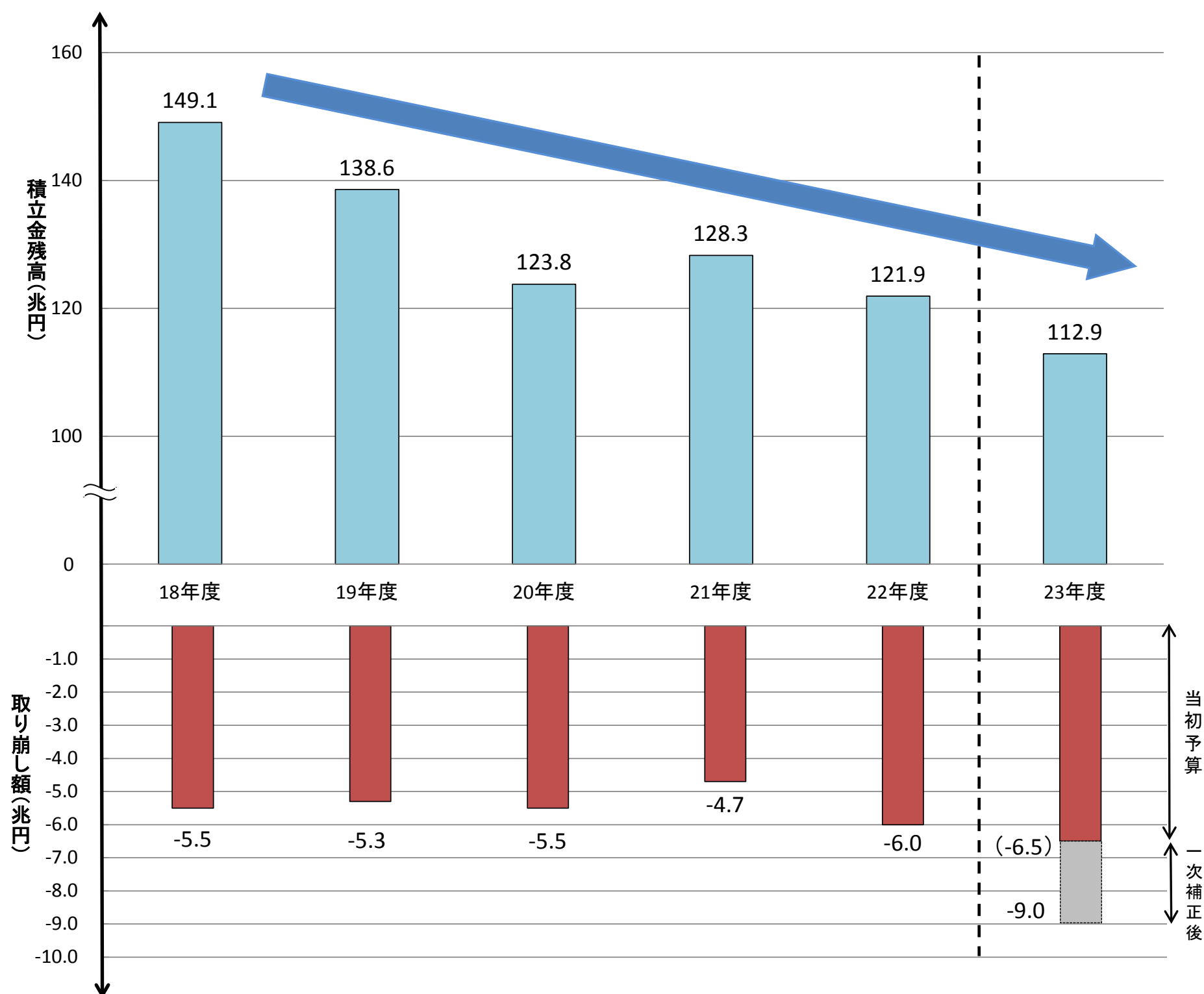
給付費を賄うために、一時的に積立金を充てて対応している。

年金積立金から不足分を穴埋め



民主・自民・公明3党幹事長による確認書（8月9日）
「第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」

年金積立金及び取り崩し額の推移



積立金残高の増減は、平成22年度までは元本の増減と運用による増減とを合わせたもの、23年度については元本のみの増減によるものである。

過去の年金国庫負担の繰延べ状況

1. 厚生年金

平成7年度	4,150億円
平成8年度	8,000億円
平成9年度	7,200億円
平成10年度	7,000億円
繰延べ額小計	2兆6,350億円

2. 国民年金

平成6年度	2,082億円
平成7年度	2,372億円
繰延べ額小計	4,454億円

合計(元本相当分) 3兆0,804億円

(※ 繰延べ分の返済に当たっては、年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用収入相当額を含めて返済することが、法律に規定されている。利子相当分の額は、返済時点において確定するものであり、現段階では確定していない。)

過去の年金国庫負担の繰延べの額に関する最近の国会での議論
(平成 23 年 4 月 13 日 衆議院厚生労働委員会)

○加藤勝信議員（自民） （略） これまでも、正直言って、この年金に係る国庫負担というのは繰り延べをされてきた経緯がございます。一部は、繰り入れがその後行われ、解消されているわけでありますけれども、まだ引き続き、国民年金、あるいは厚生年金も、かつてにおいて基礎年金に移行した関係で経過的に国庫負担というのがございますので、こういったものの繰り延べがございました。

まず、年金局長にお伺いをするわけでありますけれども、これまで、過去において繰り延べられていた部分で、まだ引き続き未済になっている、戻ってきていないというものは一体どのくらいあるのか。元本の部分、また、当然それが運用されていたであれば得ていたであろう運用収入相当額、これがどのくらいあるのか、まずお示しいただきたいと思います。

○榮畑厚生労働省年金局長 これまで、一般会計から年金特会に繰り入れられなければならないところ、諸般の事情からそれが繰り入れられずに繰り延べられた国庫負担額の総額につきましては、まだ返ってきていない額としては、厚生年金、国民年金合わせて 3 兆 8 百 4 億円ございます。

なお、これにつけるべき金利相当分につきましては、返ってくる時点において確定するところでございます。今後の金利変動等でも左右されるところでございますから、現時点で金額を算定することはなかなか困難なところがございます。

以上でございます。

○加藤議員 困難ということですが、大体 2 兆 5、6 千億というふうに聞いておりますから、両方足せば 5 兆 5、6 千億、実は、現時点でも一般会計に対して債権があるということでありまして、これは、私どもが政権下において行ってきたものでありますから、絶対に戻さなければならないというふうに思っておりますし、法律上も、また各年度のたしか要求においても、従前は、返してくれという事項要求を出していたと思うんですが、間違いはないですか。

○榮畑局長 この金額につきましては、これまでも概算要求時に事項要求という形で、返してくれということはしてきたところがございます。

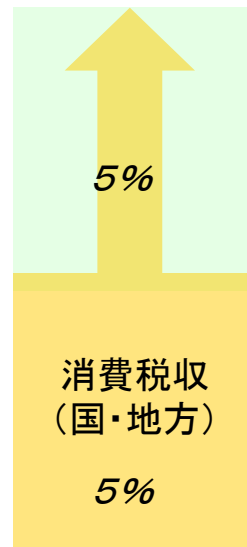
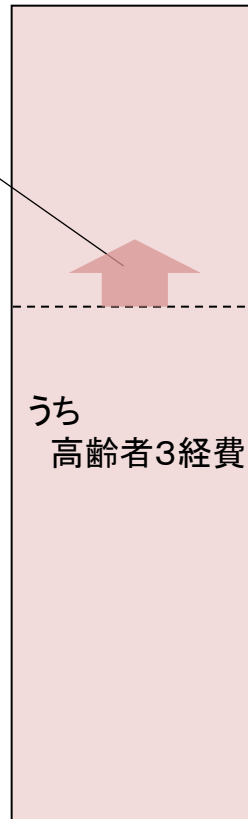
○加藤議員 というものですから、もう既に 5 兆 6 千あってなかなか戻ってこない、これが今の実態だと私は思います。（以下略）

(2015年度)(※)

改革後ベース

社会保障4経費
(国・地方)

制度改革に伴う増及び消費税引上げに伴う社会保障支出の増



5%相当の
安定財源の
確保

(国・地方)

消費税引上げに伴う
社会保障支出等の増 1%相当

機能強化 3%相当

〔・制度改革に伴う増
・高齢化等に伴う増
・年金2分の1(安定財源)〕

※ 税制抜本改革実施までの2分の1財源

機能維持 1%相当

(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、別紙1のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。